

令和7年度阿久根市奨学生募集要項

阿久根市教育委員会

1 阿久根市奨学金の趣旨

この奨学金は、有用な人材の育成に資するため、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学を困難とする者に対して貸し付けるものである。

2 奨学金貸付額

区 分	修学資金（月額）	入学一時金（一括）
高等学校又は 高等専修学校	9,000 円	
高等専門学校、専門学校又は 職業訓練短期大学校	18,000 円	800,000 円以内（ただし、修業年限3年の場合は600,000 円以内、2年の場合は400,000 円以内）とし、入学に際し、1 回に限り貸し付けるものとする。
大学（大学院）	40,000 円	

※ 修学資金と入学一時金は、併せて貸し付けることができる。

※ 他の奨学金（貸与型）との併用はできない。

3 奨学生の必要資格要件等

令和7年3月現在、以下の要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に3年以上在住する者の子であること。
- (2) 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学（大学院を含む。）及び修業年限2年以上の高等専修学校、専門学校又は職業訓練短期大学校等に在学し、又は入学しようとしていること。

※ 通信制の大学・専門学校・高校等は該当しないので注意すること。

- (3) 品行方正で学業優秀と認められること。
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められること。
- (5) 奨学金の返還が確実であり、かつ、これについて確実な保証人を有すること。（保証人については、独立の生計を営む者で、奨学金の返還に関し保証能力のある者）

4 貸付期間について

- (1) 修学資金

貸付けを決定した月から始まり、奨学生の在学する学校の正規の修業年限を終了する月までとする。交付は、毎年4月と10月に半年分をまとめて行う。

(2) 入学一時金

大学等合格通知書等を提出した者から、入学時期に応じて一括で交付を行う。

5 返還について

奨学金は貸与制（無利子）であり、返還の義務がある。

(1) 返還期間

卒業又は退学した日の翌日から起算して1年を経過した日から、1年以内に返還を開始する。修学資金を借りた場合（入学一時金を併用した場合を含む）は、返還開始日から10年以内に、入学一時金のみを借りた場合は、5年以内に返還するものとする。

(2) 返還方法

月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法によるものとする。

ただし、その額の全部又は一部を一時に返還することもできる。なお、月賦により返還する場合の最低月額、以下のとおりとする。

区 分	返 還 期 間	月額により返還する場合の 最低月額
修学資金のみ	10年以内	貸付額を120で按分した額
修学資金と 入学一時金を併用		
入学一時金のみ	5年以内	貸付額を60で按分した額

(3) 入学一時金の返還免除について

入学一時金の貸付けを受けた者で、次の要件を満たした場合は、申請により、貸し付けた入学一時金の返還を免除する。

ア 全額免除

卒業後、1年以内に本市に住民登録の上、引き続き市内に居住し、かつ、以下のいずれかの条件を満たしていることが、3年間継続していると認められる場合。

ただし、1年ごとに申請の手続きを行わなければならない。

(ア) 事業所等に勤めている者（公務員を除く。）で、正規雇用者であること。

(イ) 個人事業（農業・営業）等を営み、税の申告をしていること。

(ウ) 法人を設立・経営していること。

イ 一部免除

卒業後、1年の猶予を経て、その後5年間を経過するまでに、本市に住民登録の上、引き続き市内に居住し上記の（ア）（イ）（ウ）に該当する場合は、阿久根市に居住してからの期間のみを免除する。

ただし、その場合も1年ごとに申請の手続きを行わなければならない。

ウ 免除要件を満たした場合でも、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

エ 市内に居住、就業後、3年を経過する日までに、無職期間の発生又は市外に転居した場合は、原則として免除対象外とする。

6 提出書類等

提出書類	奨学生願書（第1号様式）	各1部
	奨学生推薦調書（第2号様式）	
	親権者又は後見人について、市長の発行する次の証明書（親権者が父母の場合、父母分） (1)納税証明書 (2)資産証明書 (3)所得証明書（総所得が掲載されているもの）	
	連帯保証人（親権者又は後見人以外の者1名）について、市長の発行する次の証明書 (1)資産証明書 (2)所得証明書（総所得が掲載されているもの）	
提出先	阿久根市教育委員会教育総務課 (押印もれ等ないように確認すること。)	

(注 意)

奨学生願書（第1号様式）及び奨学生推薦調書（第2号様式）は、阿久根市ホームページからダウンロードすることができます。奨学生願書については、本人及び親権者又は後見人が記入し、必ず在学する学校長の検印を受けてください。また、奨学生推薦調書は、在学する学校に作成を依頼され、開封無効の方法で提出してください。

なお、各証明書は、阿久根市役所税務課で発行しています。

7 募集期間

令和7年1月14日（火）～令和7年2月14日（金）

8 選考の方法

阿久根市教育委員会で、3月に面接を行い、選考する。面接には、本人及び親権者又は後見人が必ず出席すること。

9 書類の提出先及び問合せ先

〒899-1696

阿久根市鶴見町200番地

阿久根市教育委員会 教育総務課

電話（代表）0996-73-1211 内線1311

（直通）0996-73-1257